

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和2年
計画主体	飯綱町

飯綱町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 飯綱町役場産業観光課耕地林務係
所在地 長野県上水内郡飯綱町大字芋川 160
電話番号 026-253-4765
FAX番号 026-253-6869
メールアドレス rinmu@town.iizuna.nagano.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カラス
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	飯綱町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成30年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積
ツキノワグマ	果樹・野菜等	155千円	0.06ha
イノシシ	果樹・水稲・野菜等	3,235千円	3.70ha
ニホンジカ	果樹・水稲等	254千円	0.32ha
カラス	果樹等	1,418千円	1.81ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害発生時期	被害の傾向
ツキノワグマ	7月上旬～10月上旬	飯綱山麓を中心に果樹等の被害が多発しているが、自家用トウモロコシ等住宅地付近での被害も発生している。 近年、餌不足の影響か住宅街にも出没し被害が及んでいる。
イノシシ	3月中旬～12月上旬	爆発的な個体の増加により、町内すべての地域に被害が及んでいる。 果樹園地の掘起しや野菜等の食害が目立ち、年間を通じ被害が確認されている。 また用排水路の土手を崩す等施設被害も散見される。

ニホンジカ	2月上旬～12月上旬	個体の増加により、山際の農地を中心に被害が拡大してきている。 果樹の枝、野菜の新芽の食害が多く、年間を通じ被害が確認されている。
カラス	8月上旬～11月上旬	りんご、モモ、プルーン、等果樹を中心に町内全ての地域に被害は及んでいる。 果樹産地であるため被害額が大きい。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
現被害を3分の2に減らす（クマ）	155千円（0.06ha）	103千円（0.04ha）
現被害を3分の2に減らす（イノシシ）	3,235千円（3.70ha）	2,156千円（2.46ha）
現被害を3分の2に減らす（ニホンジカ）	254千円（0.32ha）	169千円（0.21 ha）
現被害を3分の2に減らす（カラス）	1,418千円（1.81ha）	945千円（1.20ha）

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	飯綱町猟友会へ駆除委託 狩猟者確保のための啓発 狩猟免許取得・狩猟者登録補助 箱わな・くくり罠の購入・設置	被害地区によって捕獲実績に差が出てしまう。

防護柵の設置等に関する取組	侵入防止柵の設置 個人が電気柵を設置した場合の補助金交付 個人が鳥害防止対策した場合の補助金交付 狩猟期における報奨金の交付 緩衝帯の設置 農作物残さ、生ゴミ処理等の管理啓発	電気柵等の防護柵を未設置の圃場で大きな被害が発生してしまう。
---------------	--	--------------------------------

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害防止総合対策交付金を導入し、集落による広域的な侵入防止柵の設置を行う。

緩衝帯の設置・維持管理を行う。

農業者団体等と連携を執りながら防除技術の普及を行う。

住民の更なる自己防衛（電気柵、防鳥対策、食物残渣の除去等）を促進し、鳥獣を寄せ付けない意識の啓発を行う。

猟友会員との連携をさらに密にして有害鳥獣捕獲対策に取り組む。

有資格者の確保に向けた補助事業等を行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣駆除を委託している、飯綱町猟友会において銃及び捕獲機材により捕獲する。

鳥獣駆除班（主に銃）及びわな班を組織し、駆除班は月2回の一斉捕獲を実施し、わな班はわなによる捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得補助金交付による従事者の確保 ・ 有害鳥獣駆除講習会の開催（猟友会） ・ くくり罠等捕獲機材の購入 ・ 有害鳥獣駆除従事者保険への加入
3	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得補助金交付による従事者の確保 ・ 有害鳥獣駆除講習会の開催（猟友会） ・ くくり罠等捕獲機材の購入 ・ 有害鳥獣駆除従事者保険への加入
4	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得補助金交付による従事者の確保 ・ 有害鳥獣駆除講習会の開催（猟友会） ・ くくり罠等捕獲機材の購入 ・ 有害鳥獣駆除従事者保険への加入

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>イノシシに関しては、近年個体数が爆発的に増加したため、できる限り個体数調整を行う。</p> <p>ニホンジカについても、目撃・被害情報が急増してきているため、できる限り個体数調整を行う。</p> <p>県の鳥獣保護管理計画に沿った捕獲計画を立てる。また、生息頭数、被害箇所等を精査した上での個体数調整を行う。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2年度	3年度	4年度
ツキノワグマ、	必要頭数	必要頭数	必要頭数
イノシシ、	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	40頭	40頭	40頭
カラス	200羽	200羽	200羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
被害の状況等を加味し、捕獲等を行う猟友会や関係期間と協議し、捕獲手段・時期・捕獲場所等の最善策を立てる。 近隣市町村猟友会と合同で、同一日における一斉駆除を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
飯綱町	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ ニホンジカ	鳥獣被害防止総合対策交付金を導入し、奈良本地区にイノシシ及びニホンジカ兼用の侵入防止柵を設置する。(トタン・金網併用柵、L=1,500m、H=2m)	中山間地域等直接支払事業集落等による設置箇所及び設置方法等の検討	中山間地域等直接支払事業集落等による設置箇所及び設置方法等の検討

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カラス	住民による自己防衛の推進（電気柵、鳥害対策、報奨金制度）
3年度		有休農地や里山の適正管理、農作物残さや生ゴミ等を農地に放置しないよう啓発する。
4年度		森林整備と併せ、農地との境での緩衝帯整備を行う。 猟友会、関係機関等と連携を取りながら、有効策の検討をするとともに、実現に向け取り組む。 侵入防止柵設置後の管理（草刈等）は地区で行う。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

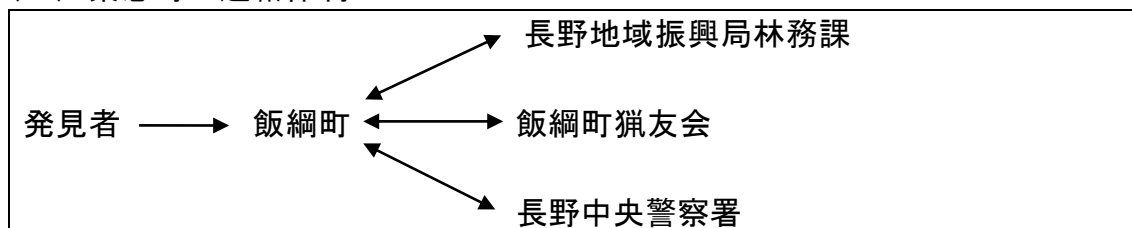
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長野地域振興局林務課	対処についての助言
長野中央警察署	情報提供と助言、警戒
飯綱町	事務運営、各機関との連絡調整
飯綱町猟友会	対象鳥獣の捕獲及び駆除、警戒

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

地中埋設・焼却又は、自家消費により処理を行う。
必要に応じては、鳥獣保護法に基づく学術研究への提供も考慮する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

近隣市町村と連携し、捕獲個体のジビエ利活用の推進をはかる。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	飯綱町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
飯綱町	事務運営、各機関との連絡調整
飯綱町議会	被害防止対策への協力
飯綱町農業委員会	各地区の被害状況等の把握
飯綱町猟友会	有害鳥獣駆除
ながの農業協同組合	防除手段のアドバイス
長野中央警察署飯綱町交番	情報提供と助言
長野森林組合北部支所	森林被害状況等の把握
北信木材生産センター協同組合	森林被害状況等の把握
鳥獣保護員	鳥獣保護及び防除対策等への助言

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長野地域振興局	助言、捕獲許可、技術的な支援
長野県野生鳥獣被害対策チーム	助言、調査研究

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分か

る体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

飯綱町鳥獣被害対策実施隊を、産業観光課内に編成した。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。